

## 荷造り・包装規格の見直しについて（案）

1 農産物検査における玄米の荷造り及び包装の規格については、フレキシブルコンテナを除き、麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋についてのみ規定され、これ以外の材質の包装容器は使用が認められていない。

※ フレキシブルコンテナについては、材質についての制限はない。

2 現在、麻・樹脂・紙・ポリエチレンフィルム以外の素材（例えば石灰石などの無機物）を主原料としたリサイクル可能でCO<sub>2</sub>削減につながる新素材が開発され、玄米の流通においても、こうした素材の包装容器の開発と活用が進む可能性がある。農産物検査においても、こうした新素材の包装容器にも対応できるようにすることが重要と考えられる。

3 このため、荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない素材（以下、「新素材」という。）の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

4 新規格は、以下に掲げる項目について、現在最も流通量が多い第1種紙袋と同等水準となるよう設定する。また、量目は20 kg、30 kgのいずれも可能とする。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 引裂強さ (mN)   | (JIS-P8116) |
| ② 引張強さ (KN/m) | (JIS-P8113) |
| ③ 伸び (%)      | (JIS-P8113) |
| ④ 落下試験        | (JIS-Z0217) |
| ⑤ 防滑性試験       | (JIS-P8147) |

5 上記内容に基づき、具体的に設定すべき数値を検証した上で、令和3年度中に農産物検査規格を改正する。

※ 別途、食品衛生法に基づく基準等に適合することが必要。